

八尾市発注工事に配置する技術者等の取扱いについて

令和5年4月

八尾市 総務部 契約検査課

はじめに

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者をいう。以下同じ。）（以下これらを「監理技術者等」という。）の配置を求めています。また、特例監理技術者を配置する場合（監理技術者を2つの工事現場で兼務させる場合）には、当該工事現場ごとに特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置を求めています。

監理技術者等及び監理技術者補佐に関する制度は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に配置されていないこと等による不良施工や一括下請負等の不正行為を排除し、技術と経営に優れ、発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要があります。

国土交通省にあつては、「監理技術者制度運用マニュアル」を定めて雇用関係、交代要件、専任期間などの取扱いが明確化されているところですが、本市発注の建設工事を施工される業者のみなさまにおかれましては、建設業法を遵守し、「監理技術者制度運用マニュアル」を参考にされるとともに、この冊子は、本市独自の監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人の取扱い等について取りまとめているので、これに従い適正な監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人の配置をしてください。

1 八尾市発注工事における建設業の許可及び配置予定技術者等

建設業法においては、下請総額により建設業の許可及び監理技術者等及び監理技術者補佐について規定されているところですが、本市においては建設工事の適正な施工を確保する観点から、図表1のとおり建設業の許可を求めています。

また、監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人について下記のとおり取り扱いますので、ご留意のうえ入札に参加されるようお願いいたします。下記取扱いによる監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人を配置できずに、落札候補者の資格を失った回数が同一年度内（4月～翌年3月）に2回になれば、公正な入札執行を妨げたということで入札参加停止となりますので、慎重に精査検討のうえ、入札に参加されるようお願いいたします。

図表1 建設業許可について

工 事 の 種 類	発注予定工事 ※予定価格(税込)	必要とする建設業許可
建 築 一 式 工 事	9千万円以上の工事	特定建設業
	9千万円未満の工事	特定又は一般建設業
上 記 以 外 の 工 事	8千万円以上の工事	特定建設業
	8千万円未満の工事	特定又は一般建設業

注1) 上記予定価格未満の工事であっても、当該建設工事を施工するために締結する下請契約の請負代金の額の合計が4千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上になる場合は、一般建設業者は請け負うことはできません。

(1) 監理技術者等の配置

建設業法では、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上であれば監理技術者を、それ以外の工事については主任技術者を置かなければならず、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならないと規定しています。「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、請負金額4千万円（建築一式工事は8千万円）以上の工事をいいます。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職

務にのみ従事していることをいいます。したがって、専任を要する主任技術者又は監理技術者は、他の工事現場の現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれとも兼務ができません。ただし、同一工事の現場代理人とは兼務することが可能です。また、営業所の専任技術者もその営業所に常勤して専ら職務に従事することが求められていることから、専任を要する監理技術者等となることができません。

なお、専任の監理技術者の配置を要する工事現場において、特例監理技術者を配置する場合は、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を配置することで他の工事現場との兼務は可能ですが、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2となります。

これらを踏まえ、本市発注工事における監理技術者等の配置については、図表2及び図表3のとおり取り扱います。ただし、図表2に示す予定価格未満の工事であっても、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上になる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。入札参加資格確認書類の提出時点においてこのような状況があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置するようにしてください。

また、当初主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更や請負金額の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が4千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上となった場合には、受注者は主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。なお、入札参加資格に監理技術者の配置を求めている場合は、下請契約の請負代金の額の合計にかかわらず、監理技術者を配置しなければなりません。

図表2 監理技術者又は主任技術者の配置を要する工事について

工 事 の 種 類	発注予定工事 ※予定価格(税込)	下請契約の請負 代金の額の合計	配置技術者
建 築 一 式 工 事	9千万円以上の工事	金額を問わず	監理技術者
	9千万円未満の工事	7千万円以上	監理又は主任技術者
		7千万円未満	
上 記 以 外 の 工 事	8千万円以上の工事	金額を問わず	監理技術者
	8千万円未満の工事	4千5百万円以上	監理又は主任技術者
		4千5百万円未満	

図表3 技術者の専任を要する工事について

工 事 の 種 類	発注予定工事 ※請負金額(税込)	専任配置
建 築 一 式 工 事	8千万円以上の工事	必 要
	8千万円未満の工事	不 要
上 記 以 外 の 工 事	4千万円以上の工事	必 要
	4千万円未満の工事	不 要

(2) 監理技術者等の配置期間

監理技術者等については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者（市内業者にあつては、入札締切の日以前に本市の技術者事前登録制度により登録されていることも必要）を契約書上の工期まで配置し、建設工事の施工の技術上の管理をする必要があります（技術者事前登録制度については、別紙「技術者事前登録制度について」を参照してください）。専任を要する監理技術者等については、前述したように他の工事現場の現場代理人、監理技術者等のいずれとも兼務ができませんので、その工事現場に専任配置となりますが、完了検査終了日の翌日から専任配置を解くこととします。

(3) 監理技術者補佐の配置（建設業法第26条第3項ただし書）

前述からもあるように専任の監理技術者の配置を要する工事現場において、特例監理技術者を配置する場合には、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を配置することになります。監理技術者補佐は、当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりませんので、他の工事現場の現場代理人、監理技術者等又は監理技術者補佐のいずれとも兼務ができません。ただし、同一工事の現場代理人とは兼務することが可能です。

(4) 監理技術者補佐の配置期間

監理技術者補佐については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者を契約書上の工期まで配置し、建設工事の施工の技術上の管理をする必要があります。監理技術者補佐はその工事現場に専任配置となりますが、完了検査終了日の翌日から専任配置を解くこととします。

(5) 現場代理人の配置（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、受注者が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。しかし、本市では、八尾市工事請負契約約款第10条第2項において、現場代理

人に「契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。」と規定し、工事現場への常駐を求めています。

そのため、営業所の専任技術者はその営業所に常勤して専ら職務に従事することが求められていることから、現場代理人となることができません。また、現場代理人は原則として他の工事現場の現場代理人、監理技術者等又は監理技術者補佐のいずれとも兼務ができません。ただし、同一工事の監理技術者等又は監理技術者補佐とは兼務することが可能です。

当初請負金額が5百万円未満の工事（水道局・市立病院の発注案件も対象（随意契約等を含む。））において本市が認めた場合は、上限を2件（兼務するそれぞれの工事の当初請負金額が5百万円未満であること。）とし、現場代理人が他の工事現場の現場代理人又は主任技術者を兼務することが可能です。また、本市が兼務を認めた現場代理人は、兼務するそれぞれの工事の主任技術者となることが可能です（兼務する既に請け負っている工事の主任技術者を新たに変更することはやむを得ない場合を除きできません。）。

注2）八尾市工事請負契約約款第10条第3項において、「発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないとすることができる。」とし、本市が認めた場合、現場代理人の常駐緩和ができる規定を設けています。

注3）常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

(6) 現場代理人の配置期間

現場代理人については、入札締切の日以前に受注者と直接的な雇用関係を有している者を契約書上の工期まで常駐配置することとしますが、完了検査終了日の翌日から常駐配置を解くこととします。

(7) 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する監理技術者等又は監理技術者補佐については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、直接的かつ恒常的な雇用関係とは次のとおりです。

注4）直接的な雇用関係とは、監理技術者等又は監理技術者補佐とその当該建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいい、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

直接的な雇用関係は、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書などによって確認できることが必要です。

注5) 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等又は監理技術者補佐と所属建設業者が双方のもつ技術力を熟知し、建設業者が責任をもって技術者を工事現場に配置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等ができることが必要であり、監理技術者等又は監理技術者補佐については、入札締切の日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有していることが必要です。工事期間のみの短期雇用は恒常的な雇用関係を有しているとはいえません。恒常的な雇用関係は、資格者証、健康保険被保険者証などによって確認できることが必要です。ただし、市内業者にあつては、監理技術者等は入札締切の日以前に本市の技術者事前登録制度により登録されていることが必要です。

(8) 営業所の専任技術者（建設業法第7条、第15条）

営業所の専任技術者は、建設業の許可要件の1つで、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- 一般建設業…国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- 特定建設業（指定建設業）…一級国家資格者、大臣特別認定者
- 特定建設業（指定建設業以外）…一級国家資格者、指導監督の実務経験者（年数規定有）

営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人や専任を要する監理技術者等又は監理技術者補佐にはなれません。

ただし、次の条件を全て満たす場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の監理技術者等を兼ねることができます。

- 当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。（※1）
- 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 当該工事の専任を要しない監理技術者又は主任技術者であること。

（※1）営業所に近接した場所とは、八尾市域内の工事は全て近接した工事とみなします。

これらの条件が全て満たされる場合においては、営業所における専任技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない監理技術者又は主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するため、可能な限り工事現場ごとに

専任することが望まれます。

また、2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

(9) 現場代理人の交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、工事現場の運営・取締りを行う現場代理人の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえたうえで、慎重かつ必要最小限とする必要があります、現場代理人の死亡、傷病、退職又は転勤等、真にやむを得ない場合を除き、認められません。

<現場代理人の交代事由>

現場代理人の変更は、次の①～④のいずれかに該当し、真にやむを得ない場合、受注者からの協議に対して本市が承諾することにより認めます。

① 死亡

受注者から、「現場代理人本人が死亡した」旨の通知があった場合。

(該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めません。)

② 傷病、出産、育児及び介護

受注者から、「現場代理人本人が傷病のため、現場代理人として職務を遂行できない、又は出産、育児及び介護のため、現場代理人として職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

その際、受注者に該当者の病状と就労の程度（例：入院、休養、就労不能、介護の必要性等）が確認できる診断書、並びに出産、育児及び介護の場合はその事実が確認できる書類（診断書で確認できる場合は不要）と理由書の提出を求め、明らかに現場代理人として職務を遂行できないと判断される場合に限ります。

③ 退職

受注者から「現場代理人本人が退職した」旨の通知があった場合。

(該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。)

④ 転勤

現場代理人本人が転勤した場合。

(受注者の都合による転勤でなく、該当者本人の人道上やむを得ないと判断される場合に限ります。その際、該当者の申立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。)

なお、本市が必要であると判断した場合は、その他追加書類の提出を求めます。

また、真にやむを得ず、現場代理人を工期途中で交代する場合は、原則として当初配置していた現場代理人に係る要件（現場代理人にあっては、入札締切の日以前に雇用関係

を有していることが必要)を満たす者を配置することが必要です。

(10) 監理技術者等又は監理技術者補佐の交代

1) 監理技術者等又は監理技術者補佐の交代について

国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」の趣旨に基づき、監理技術者等又は監理技術者補佐の交代は原則として認めません。

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等又は監理技術者補佐の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえたうえで、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等又は監理技術者補佐の死亡、傷病、退職、又は転勤等、真にやむを得ない場合を除き、認められません。

<監理技術者等又は監理技術者補佐の交代事由>

監理技術者等又は監理技術者補佐の交代は次の①～⑦のいずれかに該当し、真にやむを得ない場合、受注者からの協議に対して本市が承諾することにより認めます。

協議においては、本市の求めに応じて、工事現場に配置する監理技術者等、監理技術者補佐及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を説明する必要があります。

① 死亡

受注者から、「監理技術者等又は監理技術者補佐本人が死亡した」旨の通知があった場合。

(該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めません。)

② 傷病、出産、育児及び介護

受注者から、「監理技術者等又は監理技術者補佐本人が傷病のため、監理技術者等又は監理技術者補佐として職務を遂行できない、又は出産、育児及び介護のため、監理技術者等又は監理技術者補佐として職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

その際、受注者に該当者の病状と就労の程度(例：入院、休養、就労不能、介護の必要性等)が確認できる診断書、並びに出産、育児及び介護の場合はその事実が確認できる書類(診断書で確認できる場合は不要)と理由書の提出を求め、明らかに監理技術者等又は監理技術者補佐として職務を遂行できないと判断される場合に限りま

③ 退職

受注者から「監理技術者等又は監理技術者補佐本人が退職した」旨の通知があった場合。

(該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。)

④ 転勤

監理技術者等又は監理技術者補佐本人が転勤した場合。

(受注者の都合による転勤でなく、該当者本人の人道をやむを得ないと判断される場合に限り。その際、該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めます。)

⑤ 受注者の責によらない工期延期

受注者の責によらない理由により工事一時中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合。

⑥ 工場製作を含む工事

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合。

⑦ 契約工期が多年に及ぶ工事

契約工期が2年以上の長期に渡る工事、1年以上の連続した期間において当該工事の監理技術者等又は監理技術者補佐として従事した場合。

なお、本市が必要であると判断した場合は、その他追加書類の提出を求めます。

2) 監理技術者等又は監理技術者補佐の交代に伴う条件

前項①～⑦について、原則として次の条件を満たしていることが必要です。

a) 交代前後における監理技術者等又は監理技術者補佐の技術力が同等以上に確保されていること。

交代する監理技術者等又は監理技術者補佐は、次の要件をいずれも満たす必要があります。

ア) 交代する監理技術者等又は監理技術者補佐は、八尾市が発注した工事であって、算定期間内(※2)に工事成績不良の指摘を受けた工事において現場代理人、監理技術者等又は監理技術者補佐として配置された者でないこと。

イ) 交代する監理技術者等又は監理技術者補佐は、原則として当初配置していた監理技術者等又は監理技術者補佐に係る要件を満たしていること。

(市内業者の監理技術者等にあつては、入札締切の日以前に本市の技術者事前登録制度により登録されていることが必要)

ウ) 交代する監理技術者等又は監理技術者補佐は、交代前の監理技術者等又は監理技術者補佐と同等以上の能力を有すること。

(※2) 算定期間は、当該交代日の属する年度(交代日以降は除く。)、前年度及び前々年度とします。

また、前項⑤～⑦について、原則として次のいずれの条件も満たし、工事の継続性、

品質確保等に支障がないと本市が認める場合に限りです。

- b) 交代の時期が工程上の一定の区切りと認められる時点であること。
- c) 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して交代前の工事現場に配置すること。一定期間の重複配置期間は次を参考とし、工事の規模や難易度等に応じて本市が決定します（工事の規模や難易度等により、下記参考期間よりも長くなる場合があります。）。

<参考期間>

- ア) 長期工事（契約工期が2年以上の長期に渡る工事）で、かつ残工期が全体工期の1/2以上の場合：1ヶ月
- イ) ア以外で工事の残工期が6ヶ月以上の場合：1週間
- ウ) ア、イ以外の場合：1日

(11) 監理技術者等又は監理技術者補佐の専任を要しない期間

1) 専任を要しない期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等又は監理技術者補佐を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても、実質的に現場が稼動していない次に掲げる期間については、監理技術者等又は監理技術者補佐は市監督員と協議し工事現場への専任は要しないこととすることができます。

ただし、監理技術者等又は監理技術者補佐は、その期間中は他の工事の専任の監理技術者等又は監理技術者補佐とはなることができず、施工における品質確保、安全確保を図り、契約の履行に支障がないようにしてください。いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている必要があります。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの間）。
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間又は作業を行うことができない期間。ただし、埋蔵文化財調査が工事に含まれて請け負っている場合は専任を要します。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。ただし、工場製作品の管理が義務付けされている場合は専任を要します。工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においては建設工事を適正に施工するため監理技術者等又は監理技術者補佐がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等又は監理技術者補佐がこれらの製作を一括して管理することができます。

- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

2) 専任を要しない期間の申請について

工事における専任を要しない期間については、設計図書等で明示したものを基に市監督員と協議し、その間の現場の品質管理、安全確保体制等、緊急時の連絡体制などを記した工事打合せ簿を提出してください。

3) 専任を要しない期間の終了について

1) において、専任を要しない期間を設けていますが、工事現場の再開可能時期が、当初打合せ期間より早くなり、1) の基準を満たさなくなった場合は、専任を要しない期間を終了とし、監理技術者等又は監理技術者補佐は当初の届出の担当者とするを原則とします。

2 監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人の適正配置等の確認資料の提出

監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人の適正配置及び当該建設工事を請負う建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するかどうかを確認するため下記のとおり書類の提出を求めます。

(1) 施工中工事等の技術者等配置状況通知書の提出

落札候補者となった場合は指定する日時（通常、開札日の翌日（土曜、日曜、祝日を除く。）午後3時。以下同様とする。）までに、下記の施工中工事について施工中工事等の技術者等配置状況通知書の提出を求めます。この書類及びコリンズ登録により、配置予定の監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人の重複確認を行います。

- ① 契約検査課、水道局及び市立病院から発注した設計金額2百万円以上の工事
- ② 官公庁・公社等から発注した5百万円以上の工事

(2) 配置技術者等届の提出

落札候補者となった場合は指定する日時までに、入札締切の日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有している監理技術者等及び監理技術者補佐（市内業者にあつては、監理技術者等は入札締切の日以前に本市の技術者事前登録制度により登録されている者）並びに入札締切の日以前に雇用関係を有している現場代理人の顔写真（カラー）をそれぞれ貼り付けた配置技術者等届の提出を求めます。監理技術者の場合については、監理技術者資格者証（所属建設業者欄が現在の所属建設業者に変更していないと技術者として配置できない。）及び監理技術者講習（登録講習）終了証（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は不要）の提出、監理技術者補佐の場合については、監理技術者補佐の要件を満たす資格者証の提出も必要です。同時に雇用確認のため監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人の健康保険被保険者証の写しなど雇用関係を証するものの写しの提出を求めます。

提出された書類（原本提示・確認を求める場合がある。）に虚偽記載が判明した場合は、入札参加停止措置を行いますので、適正な取扱いを行ってください。

なお、1(11)の条件に該当し、専任を要する工事で専任期間の緩和が認められている監理技術者等又は監理技術者補佐は他の専任を要する工事の監理技術者等又は監理技術者補佐になることはできませんが、他の専任を要しない工事であつて、その工事が緩和された専任期間内で竣工可能な工期である場合、その工事について配置することは可能です。

ただし、専任を要する工事で専任期間の緩和が認められている監理技術者等又は監理技術者補佐が、他に従事した工事等の要因により、元の工事の着手に遅れを生じさせた場合等においては、その工事の工事成績評定点に反映させるとともに、その工事における以後の専任の緩和については認められないこととなります。

元の工事現場の再開可能時期が、当初打合せ期間より早くなる場合もあるため、専任期間の緩和が認められている監理技術者等又は監理技術者補佐を他の工事で配置する場合は、市監督員と慎重に協議した上で適正な配置を行ってください。

(3) 議決案件における配置予定技術者等届の提出

議決案件（予定価格1億5千万円以上）については、落札候補者となった場合、配置技術者等届の提出は求めず、配置予定の監理技術者等、現場代理人を記載する配置予定技術者等届の提出を求めます。

配置予定技術者等届は、事後審査の入札参加資格確認書類提出日において、他の工事現場に配置されている現場代理人、監理技術者等及び監理技術者補佐を記載することが可能ですが、現場代理人については、入札締切の日以前に雇用されていることが必要であり、監理技術者等及び監理技術者補佐については、入札締切の日以前に3か月以上の雇用関係を有していることが必要です（市内業者の監理技術者等にあつては、入札締切の日以前に本市の技術者事前登録制度により登録されていることも必要）。

議決後に本契約となった場合、配置技術者等届に記載する監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人は、配置予定技術者等届に記載された監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人と異なっても可としますが、当初配置予定としていた監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人に係る要件（現場代理人については、入札締切の日以前に雇用されていることが必要であり、監理技術者等及び監理技術者補佐については、入札締切の日以前に3か月以上の雇用関係を有している等）を満たし、工期開始日において他の工事現場に配置されていない者であることが必要です。

(4) 直接的な雇用関係を証明するもの

- ① 健康保険被保険者証の写し
- ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し
- ③ 監理技術者資格者証の写し
- ④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）又は（事業主通知用）の写し（公共職業安定所長の印が押印されているものに限る。）
- ⑤ 住民税特別徴収税額通知書又は変更通知書の写し

上記書類には、事業所名及び該当者氏名の記載があり、雇用関係が分かるものでなければなりません。特段の事情がない限り上記書類の提出を求め、雇用確認を行います。

上記書類が提出できない社会保険等の適用がない個人事業所の場合は、青色事業専従者給与に関する届出書（税務署受付印のあるもの。）又は事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものの提出を求めます。また、後期高齢者医療制度被保険者については、後期高齢者医療保険制度被保険者証（写）及び事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものの提出を求めます。

2(1)～(4)については、指定する日時までに提出する必要があり、提出がない場合、落札候補者の資格を失います。

工事竣工までの期間において、本市が必要と認めた場合は、監理技術者等、監理技術者補佐及び現場代理人の健康保険被保険者証などの原本の提示を求め、確認します。

注6) 最新の「監理技術者制度運用マニュアル」については、国土交通省ホームページを確認してください。